

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用について

1. 設置の申込の受付時の配慮事項

- (1) 配管系統の範囲は、水源からスプリンクラーヘッドまでだが、配水管が水源の場合、水源から水道メータまでの部分は消防法の適用は除く。
- (2) 工事・整備は指定給水業者が、消防設備士の指導の下に行うこと。
- (3) 消防設備士が水理計算等を行うことになるが、最小動水圧・増圧ポンプの設置可否の情報を提供すること。
- (4) 水道が断水したり、配水管の水圧が低下したときなど、スプリンクラーの正常な効果が得られない旨を確実に了知させるため、確約書を提出させること。

2. 設計審査の配慮

消防法令に規定された事項については、消防設備士が責任を負い、所管消防署等に届出が必要。

給水装置の申請も必要となり、設計審査にあたっては、以下の事項に配慮する。

- (1) 配水管の給水能力内で直結式スプリンクラー設備の正常な水圧・水量が得られるか確認すること。水理計算書を提出し、既設引込み管径で利用可能及び給水管内の流速が2.0 (m/秒) 以上にならないこと。
- (2) 直結式スプリンクラー設備のヘッド各栓からの放水量は、15 (ℓ/分) [30 (ℓ/分)] 以上の放水量が最大4個同時放水する場合を想定し設計する。そのため、合計の放水量は60 (ℓ/分) [120 (ℓ/分)] 以上確保する必要があること。〔 〕内は、火災予防上支障のある場合にあると認められる場合。
- (3) 直結式スプリンクラー設備の設計にあたっては、利用者に周知することをもって、他の給水用具（水栓等）を閉栓した状態での使用を想定できること。
- (4) 直結式スプリンクラー設備は、消防法令適用品を使用するとともに、給水装置の構造及び材質の基準に適合する構造であること。
- (5) 停滞水及び停滞空気の発生しない構造となっていること。
乾式タイプの、直結式スプリンクラー設備の設計にあたっては、電磁弁・電動弁等を設置すること。
湿式タイプの、直結式スプリンクラー設備の設計にあたっては、停滞防止継ぎ手・逆流防止弁を設置すること。
- (6) 建物の3階以上での直結式スプリンクラー設備の設計にあたっては、三・四階直結給水施工要綱及び中高層直結増圧給水施工要綱の規定によること。
- (7) 建物内の配管系統から分岐してスプリンクラー設備の設置を行う場合は、給水装置がスプリンクラー設備後に接続する場合、給水装置として水質の安全を保持する必要性から、飲料用以外の装置に接続すること。
- (8) 結露現象を生じ、周囲（天井等）に影響を与えるおそれのある場合は、防露措置が行われていること。
- (9) 消防用受水槽からのスプリンクラー設備にあたっては、吐水口空間を設けること。

停滞水防止のため、トイレの飲用以外の器具に接続する場合は、給水装置の構造及び材質の基準に適合する構造であること。また、水理計算書で適正な水量、受水槽の容量を確認すること。

- (10) 検査項目として、電磁弁・電動弁及び停滞防止継手・逆流防止弁を確認し、消防用受水槽の吐水口空間は必ず確認すること。

3. その他（指導）

- (1) スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示するよう指定給水装置工事事業者に指導すること。
- (2) スプリンクラー設備の所有者又は使用者に対し、当該設備を介して連結している水栓からの通水の状態に留意し、異常があった場合には、水道事業者又は、設置工事をした者に連絡するよう指導すること。